

協議会運営に関する規定

(目的)

1. 本規定は、定款第 2 条及び 3 条に定められた本会の目的と事業を達するための運営に関して規定する。

(会 員)

2. 会員の協議会運営への参加および事業への参加については、「会員に関する規定」による。

(経 費)

3. 協議会の運営経費は、「会費に関する規定」に基づき会員の入会金、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

(組 織)

4. 協議会組織を別表に示す。

(常任理事会)

5. 常任理事会は、会長、副会長、専務理事および会長が委嘱する常任理事をもって構成する。

(委員会等とその運営)

6. 本会内には理事会の議決により委員会と情報交換部会を置くことができる。
 - (1) 委員会の種類
委員会は特別委員会、中央委員会、技術委員会からなる。
 - (2) 委員長及び副委員長
各委員会の委員長及び副委員長は会員に関する規定に従って理事会の承認により決定する。
 - (3) 委員
各委員会の委員は会員に関する規定に従って委員長の承認により就任できる。
 - (4) 委員会の活動計画と予算
委員会は常任理事会又は理事会の承認を得た委員会の活動計画案及び活動予算案に従って総会前に活動を開始できる。但し、正式の委員会活動計画及び収支予算は定款第 50 条に基づき理事会の同意を得て総会の承認を得るものとする。
 - (5) 委員会の運営
委員会の開催、活動と経費は承認された活動計画及び活動予算に基づき委員長の判断により運営できる。活動内容、活動経費が承認された計画と大幅な差異が発生すると予測された場合は、予め常任理事会又は理事会の承認を得なければならない。また、活動の結果及び決算については理事会に報告し承認を得るものとする。

る。

(特別委員会)

7. 特別委員会とは、各年度において必要と判断されたプロジェクト事業を推進するための組織をいう。特別委員会の内規は必要に応じてその都度定める。

(中央委員会)

8. 中央委員会とは、本会の事業の中で会員に共通する事業を推進するための組織をいう。中央委員会の内規は必要に応じて別に定める。

(技術委員会)

9. 技術委員会とは、本会の事業の中で技術的諸問題の解明、開発および委託研究等の事業を推進するための組織をいう。技術委員会の内規は必要に応じて別に定める。

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 16 年 6 月 9 日

暫定改訂：平成 25 年 3 月 22 日

改訂：2022 年 2 月 1 日

(別表)

抗菌製品技術協議会組織

(2022年2月1日現在)

